

警察本部各部課
警察学校
各警察署

改正

昭和36年 9 月本部訓令甲第11号
平成 6 年10月本部訓令第15号
平成 6 年12月本部訓令第24号
平成 7 年 3 月本部訓令第 4 号
平成15年10月本部訓令第26号
平成16年 3 月本部訓令第 3 号
平成16年12月本部訓令第20号
平成18年 3 月本部訓令第12号
平成19年 5 月本部訓令第15号
令和 3 年 3 月29日本部訓令第18号
令和 7 年 2 月27日本部訓令第 3 号

保護取扱規程を次のように定め、昭和35年 9 月 1 日から施行する。

青森県警察保護の取扱いに関する訓令

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）
- 第 2 章 保護室（第 6 条）
- 第 3 章 保護（第 7 条―第15条）
- 第 4 章 保護の解除等（第16条―第19条）
- 第 5 章 許可状の請求等（第20条―第22条）
- 第 6 章 保護室への一時収容（第23条）
- 第 7 章 雑則（第24条―第26条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、警察官が、法の規定に基づいて行う保護に関し、手続、方法その他の必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、保護とは次の各号に掲げる保護をいう。

- （1） 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第 3 条に規定する保護
- （2） 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第 3 条に規定する保護
- （3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条に規定する児童相談所長の委託による児童の一時保護
- （4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第 2 項に規定する保護

（保護に当たっての心構え）

第 3 条 警察官は、保護に当たっては、誠意をもって行い、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

（警察署長の責任）

第 4 条 警察署長は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

（保護主任者）

第 5 条 警察署の生活安全担当課長を保護主任者とする。

- 2 保護主任者は、警察署長を補佐し、保護に当たる警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、食事の提供、医療措置、家族その他保護をされた者（以下「被保護者」という。）を引き受けるに適する者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎその他保護の取扱いに

ついて、その責に任ずるものとする。

- 3 保護主任者が不在の場合は、当直責任者又は警察署長の指定した警察官が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

第2章 保護室

（保護室の設置及び構造設備等の基準）

第6条 警察署には、所要の保護室を設置するものとする。

- 2 保護室の設置に当たっては、次の各号に定める基準を参考とするものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けるものとする。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とする。
- (3) 道路その他外部から見通すことができない構造とする。
- (4) 換気、採光その他環境に留意した構造とする。
- (5) 扉、窓その他の設備は被保護者に威圧感を与えるおそれのない構造とする。
- (6) 差入口は扉のついた構造とする。

- 3 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

- 4 保護主任者は、保護室の設備全般の管理を徹底するものとする。

第3章 保護

（保護の着手と報告）

第7条 警察官は、保護を要する者を発見し、又はその届出を受けたときは、直ちに救護その他必要な措置を講ずるとともに、保護主任者に保護を必要とする理由及び保護する上で注意を要する事項を報告し、その指揮を受けるものとする。

- 2 保護主任者は、保護の措置を執った警察官に、当該保護の状況について相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「システム」という。）に登録させ、当該保護の状況を明らかにしておかなければならない。

（保護の場所についての指示）

第8条 保護主任者は、前条第1項の報告を受けたときは、被保護者の年齢、性別、疾病の有無、周囲の状況その他の事情を総合的に判断し、第5条に規定する保護室のほか、警察署（交番、駐在所を含む。）の待合室、相談室等を保護するのに最も適当と認められる場所として指示するものとする。

- 2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、人目につかないようにするなど被保護者の人権に配慮するものとする。

（被保護者の異状の確認）

第9条 警察官は、被保護者の疾病、外傷、被服の損傷その他の異状の有無について、複数の警察職員により確認し、異状がある場合は直ちに保護主任者に報告するとともに、保護主任者の指揮を受けて必要な措置を執るものとする。

- 2 被保護者に疾病、外傷、被服の損傷その他の異状が認められた場合は、その状況をシステムに入力するものとする。

（被保護者の身元の確認措置）

第10条 警察官は、被保護者の身元が判明しない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、保護主任者の指揮を受け、第8条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の着衣、所持品等について、その身元を確認するための措置を執ることができる。

（事故の防止）

第11条 警察官は、被保護者の自殺、自傷、逃走その他の事故（以下「事故」という。）を防止するため、常にその動静に注意を払わなければならない。

（危害防止の措置）

第12条 警察官は、被保護者が、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、保護主任者の指揮を受け、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段を執ることができる。ただし、緊急を要し、保護主任者の指揮を受けるいとまがないときは、必要な措置を執った後、速やかに保護主任者に報告し、必要な指揮を受けるものとする。

- 2 保護主任者は、前項の場合において、被保護者の行動を制止するため、保護具を使用させる場合、警察署長の指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要し、警察署長の指揮を受けるいとまがないときは、必要な措置を執った後、速やかに警察署長に報告し、必要な指揮を受けるものとする。

（危険物及び貴重品の管理）

第13条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合は、被保護者の承諾を得た上で当該危険物を保管するものとする。この場合において、泥酔、精神錯乱その他被保護者の承諾を得ることができない場合は、事後できる限り速やかに承諾を得るものとする。

- 2 前項の措置を執る場合は、被保護者に所持させておいては、紛失又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品（以下「現金等」という。）についても、同項の規定に準じて保管するものとする。

- 3 前2項の措置は、保護主任者の指揮を受け、第8条第1項の保護の場所において、複数の警察職員により行うものとする。ただし、保護主任者の指揮を受けるいとまのない場合にあっては、必要な措置を執った後、速やかに保護主任者に報告し、必要な指揮を受けるものとする。

- 4 第1項又は第2項により保管した危険物又は現金等（以下「保管物品」という。）は、その品名、数量及び保管責任者その他必要な事項をシステムに入力して、その取扱状況を明確にし紛失防止に努めるものとする。

（被保護者の観護）

第14条 保護主任者は、被保護者の状況、保護の場所その他の事情を総合的に判断し、所要の警察官を指定して、被保護者の事故を防ぐための動静監視（以下「観護勤務」という。）に当たらせることができる。この場合において、保護主任者は、観護勤務の方法、その他必要な事項について具体的に指示するものとする。

- 2 警察署長は、被保護者の観護を徹底するため、保護室、保護を管轄する課の執務室及び当直室に、事故を防止するための必要な機器を設置するものとする。
- 3 観護勤務の指定を受けた警察官は、別に定める様式を作成し、当該観護勤務の状況及び被保護者の動静を明らかにするものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、観護勤務に関し必要な事項は、警察署長が別に定めることができる。

（異状を発見した場合の措置）

第15条 警察官は、被保護者について、異状を発見した場合は、直ちに応急の措置を執るとともに、その状況を保護主任者を経て警察署長に報告するものとする。

- 2 警察署長は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査、医療措置、関係者への連絡その他の必要な措置を執るものとする。
- 3 警察署長は、被保護者について、自殺、自傷、死亡、逃走等の特異事案があったときは、その状況を別に定める様式により、速やかに警察本部主管課長を経て警察本部長に報告するとともに、被保護者の家族等に通知するものとする。

第4章 保護の解除等

（家族等への引渡し）

第16条 保護主任者は、被保護者の家族等が判明した場合は、速やかに被保護者を家族等へ引き渡すものとする。

- 2 前項の引渡しに当たっては、家族等に別に定める様式に引取り状況を記載させ、その状況をシステムに入力し警察署長に報告するものとする。
- 3 保護主任者は、第1項の引渡しをした場合は、保護カード（前項後段の規定により引取書を作成させた場合は、引取書を含む。）に観護勤務・被保護者動静記録簿等保護に伴って作成した書面を添えて警察署長に報告するものとする。

（関係機関への引継ぎ）

第17条 保護主任者は、被保護者について、次の各号に掲げる場合で、引き渡すべき家族等がないとき若しくは判明しないとき又は家族等が引き取らないときは、警察署長の指揮を受け、当該各号の定めるところにより措置するものとする。

- （1）被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条又は行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第21条の規定により、県知事若しくは市

町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に該当する場合であっても、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

2 前項各号の引継ぎは、別に定める様式により行うものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項各号の引継ぎをした場合について準用する。この場合において、「第1項の引渡しをした場合」とあるのは「第1項各号の引継ぎをした場合」と読み替えるものとする。

(保護の解除)

第18条 保護主任者は、前2条のほか、被保護者に保護の継続が必要ないと認めたときは、保護を解除するものとする。

2 第16条第3項の規定は、前項の解除をした場合について準用する。この場合において、「引渡しをした場合」とあるのは「解除した場合」と読み替えるものとする。

(保管物品の返還等)

第19条 保管物品については、法令により所持することを禁止されている物を除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解除する場合はその引取人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合は当該関係機関に引き継ぐものとする。

第5章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第20条 警職法第3条第3項ただし書に規定する許可状の請求は、警察署長の指揮を受けて、別に定める様式により、保護主任者が行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第21条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護について、別に定める様式により、警察署長が行うものとする。

(保健所長への通報)

第22条 精神保健福祉法第23条の規定による保健所長への通報は、別に定める様式により、酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、別に定める様式により、警察署長が行うものとする。

第6章 保護室における一時収容

(他の法令で措置を執るべき者の一時的な収容)

第23条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間又は措置すべき場所が遠隔であるなどやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の措置を執るべき者を保護室に一時収容するものとする。

- (1) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合
- (2) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合
- (3) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項及び同法第90条第5項又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項及び同法第79条第5項の規定により、少年院又は少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合
- (4) 更正保護法（平成19年号外法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合
- (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
- (6) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条第1項の規定により、婦人補導院に在院者を連れ戻す場合

2 前項の場合においては、第3条から第5条及び第7条から第15条までの規定を準用する。

第7章 雑則

(被保護者が不良行為少年等であることが判明した場合の措置)

第24条 警察署長は、被保護者が少年であって、青森県少年警察活動規程（平成19年12月青森県警察本部訓令第23号）に規定する不良行為少年、被害少年又は要保護少年であることが明らかとなった場合においては、当該少年について警察職員に補導を行わせるものとする。

2 警察署長は、前項の場合において、被保護者を保護者に監護させることが不適当と認めた場合は、

児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

- 3 警察署長は、被保護者が売春防止法第34条第3項の要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であつて、第17条第1項第2号又は前項の規定により通告した場合を除き、最寄りの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。

（被保護者に対する犯罪捜査等）

第25条 被保護者が罪を犯した者であること、又は青森県少年警察活動規程（平成19年12月青森県警察本部訓令第23号）に規定する触法少年若しくはぐ犯少年であることが判明した場合において、なお保護を要すると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ない場合を除き、被保護者に対する取調べ又は調査はしないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが判明した場合においても同様とする。

（災害時の措置）

第26条 地震、風水害、火災その他の災害に際し、必要があるときは保護主任者が警察署長の指揮を受けて、被保護者を他の場所に避難させるなど必要な措置をとるものとする。ただし、警察署長の指揮を受けるとまがない場合は、必要な措置を執った後に速やかに警察署長に報告し、必要な指揮を受けなければならない。

附 則（平成15年本部訓令第26号）

この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成16年本部訓令第3号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第12号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年本部訓令第15号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日本部訓令第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月27日本部訓令第3号）

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。